

保健所 3 - 1

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市保健センター条例第 4 条第 1 項		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 センターの使用の許可は、第 5 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はセンター設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 平成 24 年 4 月 1 日			

保健所 3 - 2

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市保健センター条例第 7 条		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第 7 条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、センターの設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、生活習慣病の予防、食生活の改善等市民の健康増進のために寄与する活動を行う団体が使用する場合などがある。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市保健センター条例第 8 条		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第 8 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 災害その他使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などによりセンター自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用前に使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は許可の残期間、許可の取消しを申し出た時期などに応じ、個々のケースにより判断する。			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市保健センター条例第 11 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	健康づくり推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審 査 基 準 総合施設の会議室等の使用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は総合施設設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 平成24年4月1日			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	健康づくり推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第8条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、総合施設の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用する場合 2 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会その他の公益的団体が市民の福祉の向上に寄与する活動に使用する場合 3 1又は2に準ずる場合で、市長が特に必要と認める場合 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例第9条		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第9条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 災害その他使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより総合施設自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用前に使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 返還する額は、次のとおりとする。 (1) 上記1の場合 全額 (2) 上記2の場合 8割			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例第12条第1項第4号		
担 当 課	健康づくり推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 総合施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、総合施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			